

新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した  
避難所運営ガイドライン

～感染症と災害からいのちと健康を守るために～

令和2年6月1日策定  
(令和5年5月25日改訂)

兵庫県危機管理部  
災害対策課

## はじめに

新型コロナウイルス感染症が全国的の拡がりから3年が経過し、今般感染の主流であるオミクロン株と大きく病原性の異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じていないことを受けて、5月8日から5類感染症に位置づけが変更され、新型コロナウイルス感染症対策は、大きな転換点を迎えました。位置づけの変更に伴い、基本的な感染対策は個人や事業者の判断にゆだねられることとなりますが、これまでの取組を生かし、基本的な感染対策に取り組みつつ、新たな生活を築く必要があります。風水害や地震などの災害の発生やその恐れがある場合、市町は避難勧告・指示などの避難情報の発令とともに、避難所を開設し、避難者を受け入れることが必要となります。

これまでの災害における避難所の環境に鑑みると、3つの密（密閉・密集・密接）となりやすく、感染症が拡大しやすい環境にあることから、引き続き、感染防止に努めなければなりません。

県では、市町における避難所対策の充実を図るため、「避難所管理運営指針（平成25年）」、「避難所等におけるトイレ対策の手引き（平成26年4月）」、「兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル（平成30年3月策定、令和5年3月改訂）」、「避難所管理運営指針」の増補版である「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月1日策定、令和5年3月31日改訂）」により市町における避難所対策の充実を図ってきたところですが、この度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ位置づけられたことに伴い、一般的な感染症に対応したガイドラインとするとともに、所要の改訂を行いました。

まもなく大雨や台風シーズンを迎えます。市町におかれては、本ガイドラインを参考に、地域や避難所となる施設の実情に配慮してマニュアル等を作成し、感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順の確認など迅速かつ着実に備えを進めてください。

なお、本ガイドラインは、3つの密の恐れがある避難所の運営を前提として示していますが、指定緊急避難場所の運営についても、この内容を準用して可能な限り感染防止対策に留意して運営に努めてください。

阪神・淡路大震災をはじめ、幾多の風水害に市町・県民が一丸となって立ち向かい、乗り越えてきた兵庫だからこそ、県民のいのちと健康を守るために、この危機とともに立ち向かいましょう。

※ 今後、状況の変化や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて、本ガイドラインの見直しを行います。

令和5年 5月

## 【目次】

I	対策の目標とタイムライン等	1
1	対策の目標と基本的対応事項	1
2	新型コロナウイルス感染症等感染症に対応したタイムライン	2
II	フェーズ0（事前準備）	3
1	感染症対策を考慮した収容人員の確認	3
2	十分な避難所数の確保	8
3	新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱や喉痛、咳、鼻水などを分離する別室の専用スペース又は専用避難所の確保	8
4	物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備	10
5	適切な避難所運営を行うための体制の構築	12
6	住民への事前周知	13
III	フェーズ1（避難）	15
1	適切な避難先の提示	15
2	避難情報発令時の留意事項	15
IV	フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）	17
1	開設	17
2	避難者の受入れ	18
3	避難所運営	20
4	指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理	23
5	避難行動要支援者への感染防止対策	23
V	フェーズ3（避難所解消）	24
1	避難者退去後の対応	24
VI	参考（様式・参考資料等）	25
1	新型コロナウイルス感染症が収束しない中における 災害時の避難について（内閣府（防災担当）・消防庁）	25
2	国通知（避難所における新型コロナウイルス感染症対策 への参考資料（第2版）について）	27
3	避難所掲示用3密防止啓発ポスター（厚生労働省）	29
4	避難所掲示用「報告すべき症状」ポスター（例）	30
5	手洗い普及啓発チラシ（公益社団法人日本食品衛生協会）	31
6	「新型コロナウイルス感染症対策 身のまわりを清潔にしましょう」 普及啓発資料（厚生労働省）	32
7	マスク着用は個人判断啓発ポスター（厚生労働省）	36
8	「みんなのトレみんなで気持ちよく」ちらし (宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染防御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネット)	37
9	各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例	38
10	避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）	39
11	各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）	40
12	エコミ-症候群の予防のために	41

# I 対策の目標とタイムライン等

## 1 対策の目標と基本的対応事項

対策の目標	基本的対応事項
<p>避難所で集団感染（クラスター）を発生させない。</p> <p>【避難所対策】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛生資材・資機材、運営要員等の確保</li> <li>○ 3密（密閉・密集・密接）の回避、身体的距離に配慮したレイアウト・ゾーニング、特に建物内の土足厳禁の徹底</li> <li>○ 収容人員の把握・確認</li> <li>○ 発熱・咳などの有症状者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所、専用トイレ等の確保</li> <li>○ 避難者の健康状態の確認（受付時、避難開始後毎日）</li> <li>○ 避難所の施設・設備（居住区域・手洗い場・トイレなど）の定期的な清掃・消毒</li> <li>○ 感染すると重症リスクの高い避難行動要支援者への感染防止対策・適正な配慮</li> <li>○ 避難者・運営要員等の手洗い・手指消毒、咳エチケット、換気など感染防止対策</li> </ul> <p>※ 住民への事前広報</p>
<p>避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ。</p> <p>【避難対策】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様・多数の避難先の確保・周知 指定避難所以外の公共施設の避難所指定、企業の福利厚生施設（体育館等）の活用、災害時のホテル・旅館等の活用</li> <li>○ 分散避難の推奨（多様な避難行動） 指定避難所への集中（3密）回避のため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（待避・垂直避難）、親戚・友人宅避難も</li> <li>○ マイ避難カード作成の推進 県民一人ひとりの逃げ時、避難先等の事前設定、特に避難所が密となり使用をためられる場合などの、指定避難所以外の複数の避難先の事前設定</li> </ul> <p>※ 住民への事前広報</p>

## 2 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応したタイムライン

区分		市町に求められる対応	(参考) 住民に求められる対応	ページ
フェーズ0	平時 事前準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症対策を考慮した収容人員の確認</li> <li>2 十分な避難所数の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所となっていない公共施設の避難所指定</li> <li>・ 企業の福利厚生施設（体育館等）の活用</li> <li>・ 災害時のホテル・旅館等の活用</li> </ul> </li> <li>3 新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱・咳などの有症状者を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の確保</li> <li>4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</li> <li>5 適切な避難所運営を行うための体制の構築</li> <li>6 住民への事前周知</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所以外の自宅避難、親戚や知人宅への避難の検討</li> <li>2 避難時に体温計、タオル、スリッパ、筆記用具などの必要物資の持参準備</li> <li>3 マイ避難カードの作成・登録</li> </ol>	P3～14
フェーズ1	避難	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な避難先の提示</li> <li>2 避難情報の発令</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全な場所への避難</li> <li>2 早期避難の実施</li> </ol>	P15～16
フェーズ2	災害時 避難所開設・受入れ・運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営スタッフ</li> <li>・ 避難スペース等の確保</li> <li>・ 衛生資材等の設置</li> </ul> </li> <li>2 避難者の受入れ</li> <li>3 避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気等の徹底</li> <li>・ 一般避難者と体調不良者等との分離、状況に応じ保健所に連絡相談</li> </ul> </li> <li>4 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理</li> <li>5 避難行動要支援者への感染防止対策の徹底</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手洗い、うがい、咳エチケットの実施等</li> </ul> </li> <li>2 避難所の自主運営</li> </ol>	P17～23
フェーズ3	避難所解消	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者が退去した後の避難所の清掃、消毒等の実施</li> </ol>		P24

## II フェーズ0（事前準備）

### 1 感染症対策を考慮した収容人員の確認

避難者と避難者が密接する状況とならないよう、人と人が触れ合わない程度の身体的距離をとった避難所レイアウトを検討する。

標準的な身体的距離を確保した上での避難所スペース面積など一定の目安を示す。

#### 【兵庫県における標準的な目安】

##### ○ 世帯ごとの間隔：人と人が触れ合わない程度の距離を確保

- ・ 避難者一人あたりの居住面積：3㎡以上

※ 標準世帯（3人）の居住面積：3㎡/人 以上 × 3人 = 9㎡以上

世帯区分	居住面積	身体的距離 共有部分面積	世帯の必要面積
3人世帯	9㎡	3㎡	12㎡（4m×3m）

##### <レイアウトの例>

- ・ テープ等による区画表示（災害発生直後の配置例）

※ 身体的距離を確保して、標準世帯（3人）の居住面積3m×3mごとに養生テープでめばりする等あらかじめ準備しておくことも考えられる。

##### ○ 人と人が触れ合わない程度の距離を確保できない場合、従来面積（1人あたり3㎡以上）を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに高さ1.4m以上の避難所用間仕切り\*等を設置

##### <レイアウトの例>

- ・ パーティション利用（避難生活が長引く場合や多くの避難者が想定される場合等の配置例）
- ・ 屋内テント利用（同上）

#### 【\* 兵庫県が災害時協定により流通備蓄している間仕切り】

製品名	協定の相手方	概要	備考
避難所用・紙の間仕切りシステム	NPO 法人ボランティア・アーキテツネットワーク（VAN）	柱、梁、ジョイントは紙管で、高さ2mの梁から木綿布のカテンにより間仕切り	2018/11/28 協定締結済
避難所用間仕切り段ボール	西日本段ボール工業組合	段ボール製の間仕切りで高さは1.45m	2017/8/30 協定締結済



避難所用・紙の間仕切りシステム



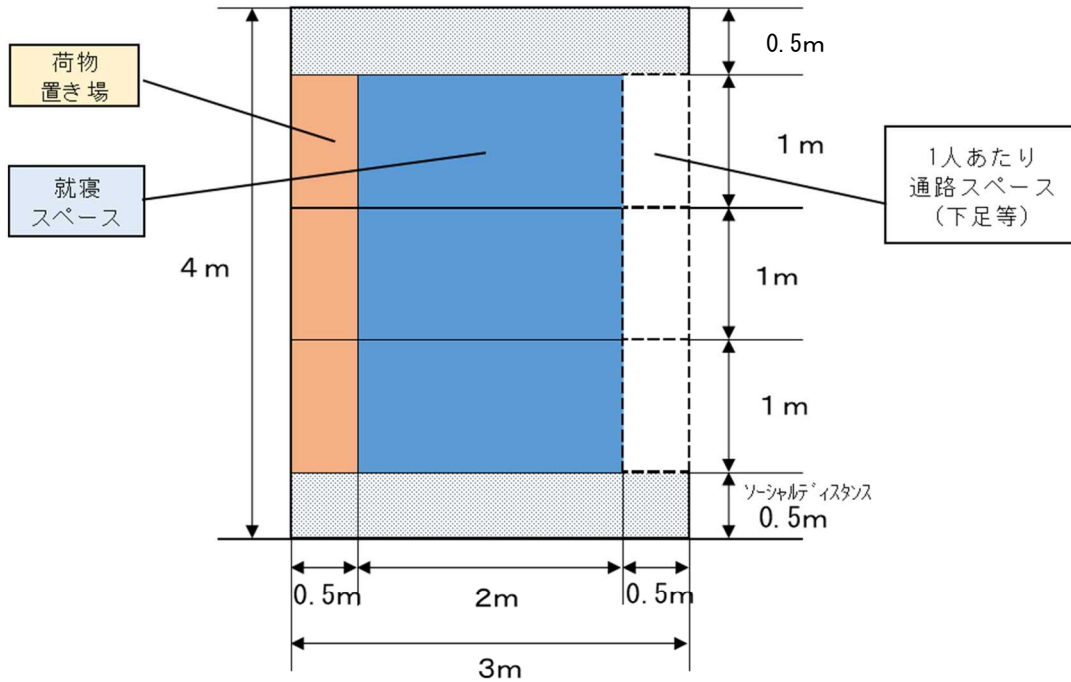
避難所用間仕切り段ボール

**【参考】標準世帯（3人）に必要な面積（居住面積+身体的距離共有部分面積）**

○ 世帯ごとの間隔について人と人が触れ合わない程度の距離を確保

（考え方）

- ・ 兵庫県民 約 545 万人 / 兵庫県世帯数 約 239 万世帯 = 1 世帯平均 2.3 人  
→ 兵庫県の標準モデル世帯を 3 人で計算する。

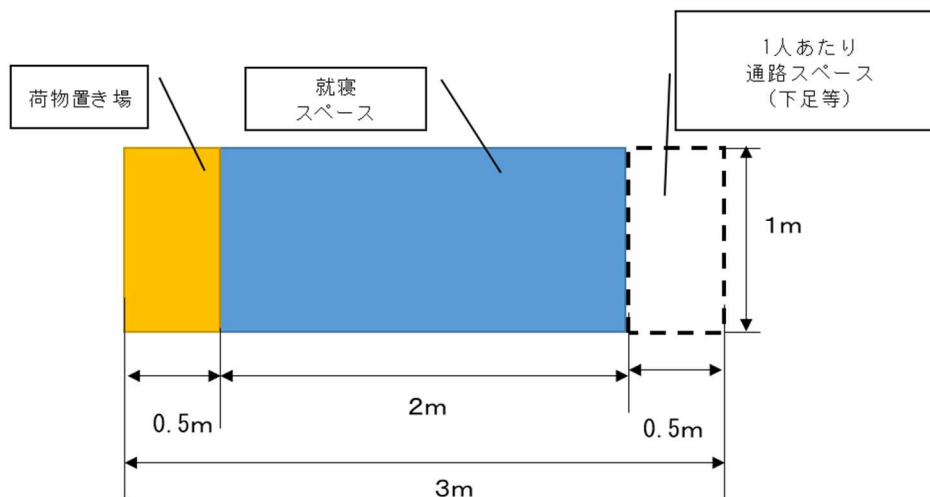


**【従来】兵庫県避難所運営管理指針（平成25年版）**

避難者一人あたりの面積 3㎡以上を確保することが望ましい

（考え方）

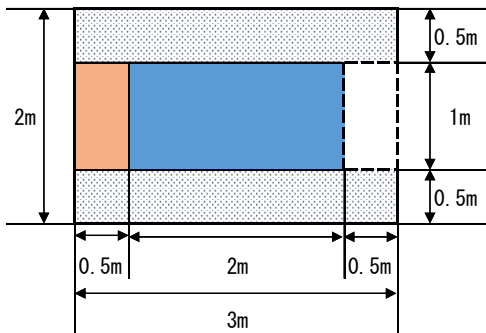
避難者の就寝スペースと荷物置き場に加えて、1人あたりの通路スペースをあわせて3㎡を確保



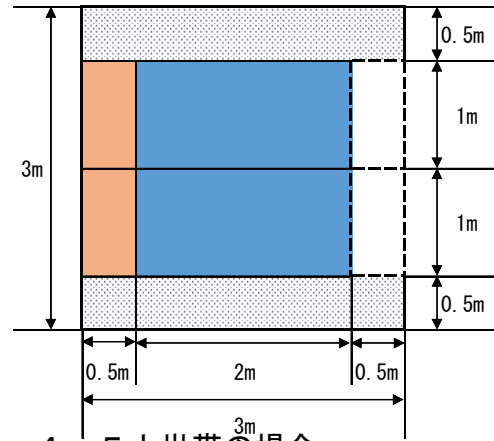
【参考】世帯人数ごとの必要面積（例）

世帯区分	居住面積	身体的距離 共有部分面積	世帯の必要面積
1人世帯	3 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	6 m <sup>2</sup> (2m×3m)
2人世帯	6 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	9 m <sup>2</sup> (3m×3m)
3人世帯 (標準モデル)	9 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	12 m <sup>2</sup> (4m×3m)
4人世帯	12 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	15 m <sup>2</sup> (5m×3m)
5人世帯	15 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	18 m <sup>2</sup> (6m×3m)

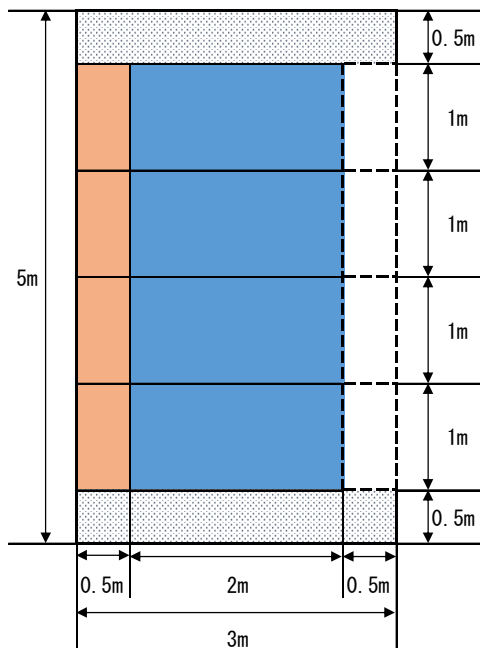
1 1人世帯の場合



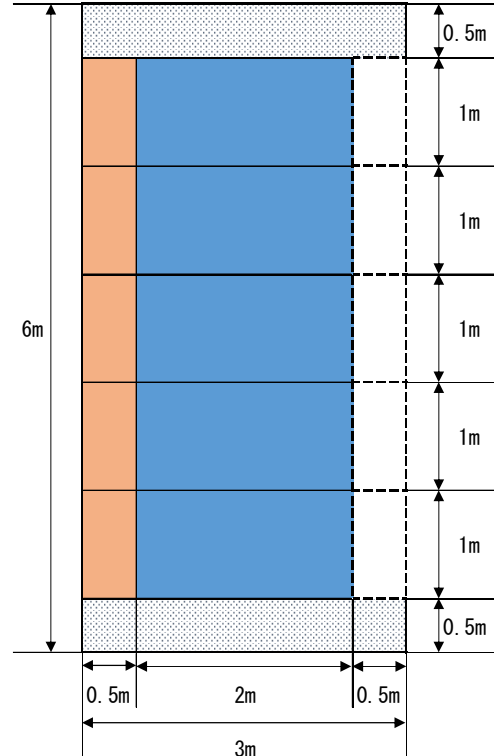
2 2人世帯の場合



3 4人世帯の場合



4 5人世帯の場合



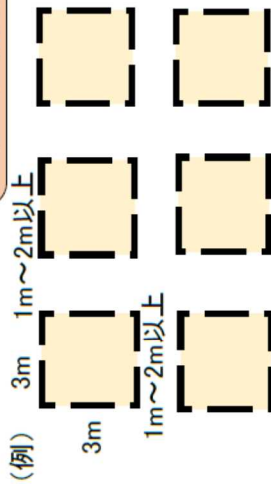
※ 3人世帯（標準モデル）は前ページを参照



## 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

### テーブル等による区画表示

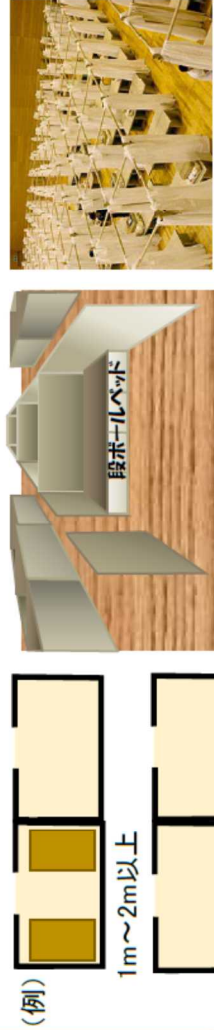


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

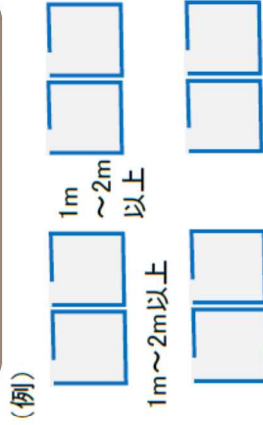
### パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

### テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

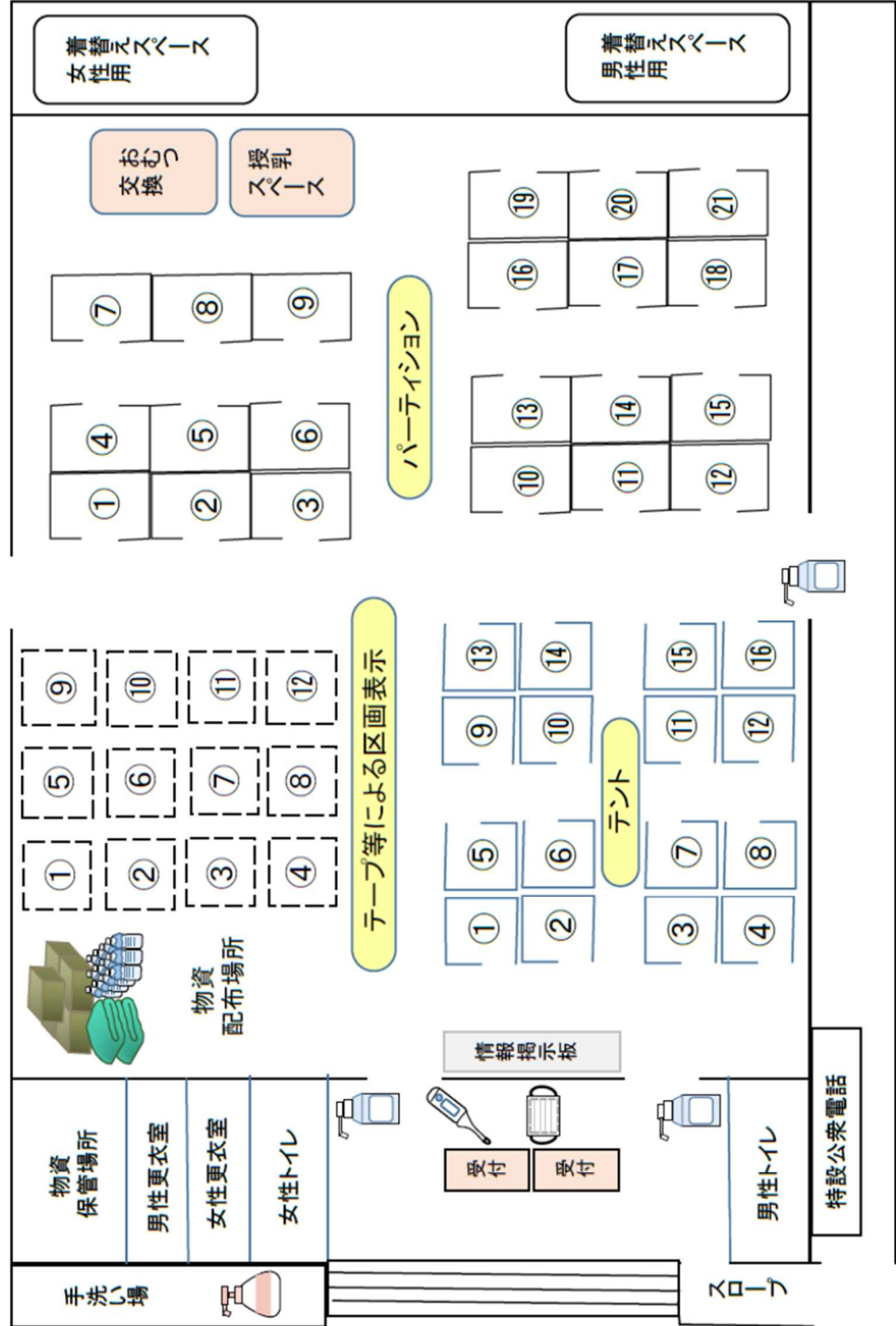


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10  
第2版

- テーブル等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



（出典：R2. 6. 10 国（内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省）通知より抜粋）

## 2 十分な避難所数の確保

### (1) 指定避難所となっていない公共施設の避難所指定

各市町においては、指定避難所以外の公共施設の避難所利用を検討し、指定避難所の指定を進める。

また、指定避難所となっていない県立施設の避難所指定について、県と市町が連携し推進する。

### (2) 企業の福利厚生施設（体育館等）の活用

企業の福利厚生施設（体育館等）の活用を協定締結により推進する。

### (3) 災害時のホテル・旅館等の活用

- 災害時におけるホテル・旅館等の避難所利用も検討する。市町によっては管内ホテル、旅館等を十分確保できない可能性もあることから、災害発生時には県において市町域を超えたホテル・旅館等も活用した広域避難調整を行う。
- ホテル・旅館等にどのような避難者を避難させるかあらかじめルール化（例：要配慮者を優先してホテル・旅館等へ誘導を行うなど）しておく必要がある。
- 県では、兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会と「災害時における支援に関する協定」を締結しており、ホテル、旅館等の避難所としての提供を支援協力いただける体制を構築しており、市町のみで、ホテル・旅館等の確保が困難な場合には、県も協力し、避難所の確保を推進する。

### (4) 指定避難所以外の施設を避難所として使用する場合の支援体制の構築

各市町では、指定避難所以外の施設への適切な情報発信のほか、必要な物資や衛生資材等の供給などを迅速・円滑に行えるよう、体制を構築しておく。

また、自宅の安全が確認された場合は、在宅避難も想定し、円滑に支援できる体制を構築しておく。

## 3 新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱や喉痛、咳、鼻水などの有症状者を分離する別室の専用

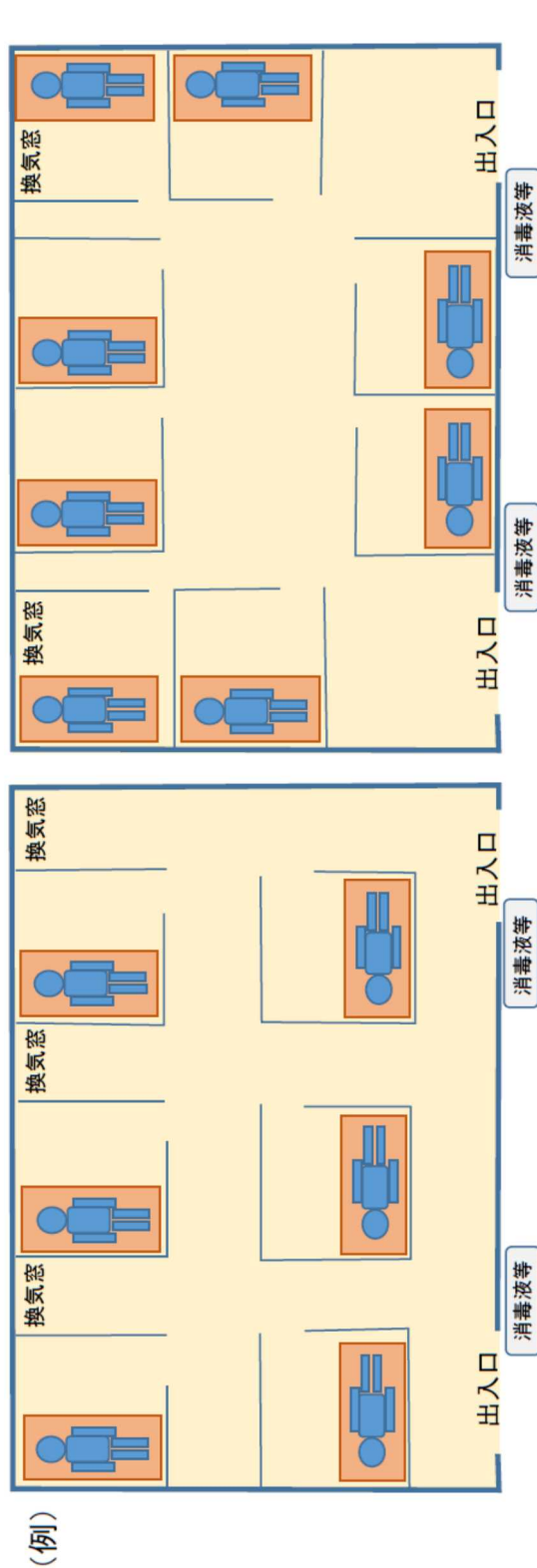
### スペース又は専用避難所の確保

- 発熱や喉痛、咳、鼻水などの有症状者（以下「体調不良者等」という。）を分離するため、一般避難スペースと離れた別室の専用スペース又は専用避難所を確保する。
- トイレについても、専用のトイレを確保する。
- 別室の専用スペース又は専用避難所が確保できない場合には、ゾーニングを行い、一般避難者と動線が交わらないようなレイアウトを検討する。【具体的なレイアウト（例）は、次ページ参照】
- 体調が悪くなった時に医師等へ電話等で相談できる窓口・連絡先をあらかじめ確保しておく。
- 感染拡大時に備え、新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱や喉痛、咳、鼻水などの有症状者が避難できる避難所又は避難スペースを検討・確保しておく。

## 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10  
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座席で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合があります。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(出典：R2. 6. 10 国(内閣府(防災担当)、消防庁、厚生労働省) 通知より抜粋)

#### 4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

##### (1) 物資及び衛生資材等の確保

各市町は、物資や衛生資材等の確保・備蓄に努める。

特に、避難所での換気が重要であることから、換気設備の事前整備を行うことが望ましい。

##### 【事前に用意しておくことが望ましい物資及び衛生資材等】

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク（不織布マスクを推奨）、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、受付用パーティション、ブルーシート、仮設トイレ、簡易トイレ（凝固剤式）、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式、抗原検査キット など

##### (2) 各避難所での物資等の必要数量の把握

避難所ごとに必要な物資や衛生資材、収容可能人数に応じた必要数量等を洗い出し、必要物資等リストを作成する。

【避難所において準備する物資・衛生資材リスト（例）は、次ページ参照】

【参考】 避難所において準備する物資・衛生資材リスト（例）

避難所名： \_\_\_\_\_

避難所物資・衛生資材等準備リスト

<input checked="" type="checkbox"/>	品名	必要数量	保管場所又は調達先	備考
<input type="checkbox"/>	消毒液 (アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)			
<input type="checkbox"/>	マスク（不織布マスクを推奨）			
<input type="checkbox"/>	ゴム手袋（ディスポーザブル）			
<input type="checkbox"/>	ウェットティッシュ			
<input type="checkbox"/>	液体石けん			
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル			
<input type="checkbox"/>	非接触型体温計			
<input type="checkbox"/>	使い捨て手袋			
<input type="checkbox"/>	ガウン			
<input type="checkbox"/>	フェイスガード			
<input type="checkbox"/>	間仕切り			
<input type="checkbox"/>	養生テープ			
<input type="checkbox"/>	段ボールベッド			
<input type="checkbox"/>	受付用パーティション			
<input type="checkbox"/>	ブルーシート			
<input type="checkbox"/>	仮設トイレ			
<input type="checkbox"/>	簡易トイレ（凝固剤式）			
<input type="checkbox"/>	換気設備			
<input type="checkbox"/>	除菌・滅菌装置			
<input type="checkbox"/>	清掃用具一式			
<input type="checkbox"/>	トイレ用品一式			
<input type="checkbox"/>	抗原検査キット			
<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>				

## 5 適切な避難所運営を行うための体制の構築

### (1) 施設管理者、関係部局間等での事前調整

- 防災部局だけでなく、保健福祉部局をはじめ、医療関係者など外部関係者とも連携した体制を構築する。
- 特に、避難所において、新型コロナウイルス感染症等感染症のクラスターが発生した場合に備えて、管轄の保健所と各避難所、市町の保健福祉部局等との連絡体制を構築する。
- 避難所において新型コロナウイルス感染症等感染症が発生した場合に備え、管轄保健所との間で事前に協議し、一般避難所とは別の避難先、移送方法、役割分担・手順をあらかじめ決めておく。

【参考】各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）…P40

### (2) 災害時要配慮者を受入れる体制の構築

#### ① 災害時要配慮者の感染防止のための配慮

避難行動要支援者や高齢者などの要配慮者は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に感染すると重症化しやすいリスクを持っている。そのため、一般の避難所内に福祉避難スペースを設ける際には、症状が出た人を分離する部屋とは動線が重ならないよう配慮するなど感染対策を実施する。

#### ② 福祉避難所の開設にかかる事前調整

福祉避難所では一般の避難所にも増して新型コロナウイルス感染症等の感染対策を実施する必要がある。福祉避難所において、多くの支援者が同行することにより、密集状態にならないよう留意する。

また、平時から感染対策に留意した福祉避難所の開設・運営等の研修・訓練等を福祉避難所となる施設と連携して実施しておく必要がある。

福祉避難所として開設可能か否かの確認や必要な資材や人員等の確保方法も施設側と協議しておく。

#### ③ 個別避難計画の策定と訓練の実施

避難行動要支援者の円滑な避難を実現するためには、要支援者の個別避難計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ）の策定をより一層促進するとともに、関係者が参加した避難訓練を実施することが重要である。

### (3) 避難所運営職員への事前研修・教育

避難所運営スタッフとして配置される職員等を対象に、事前に業務及び留意事項等について、説明する場を設け、適正な避難所運営が行えるよう準備する。

## 6 住民への事前周知

### (1) 指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅などへの避難の検討

避難所の分散化を図るため、安全確保が可能な場合には、自宅での待避、垂直避難の検討を呼びかける。

親類や知人の家、近所の安全なところなど、指定避難所以外の安全な場所が確保できる場合はそこへの避難を検討することを呼びかける。

### (2) 避難所での感染症対策の周知

避難所での感染対策の取組を広く周知し、避難所への避難が必要な住民が躊躇することがないように、一層の普及啓発を推進する。

### (3) 必要な物資の持参

市町の備蓄には限界があることから、避難時に、体温計、携帯用消毒液、タオル、スリッパ、筆記用具など避難生活に必要となるものを非常持ち出し袋等に入れて持参するよう呼びかける。

### (4) 新型コロナウイルス感染症等感染症患者の適切な避難体制の確保

市町は、新型コロナウイルス感染症等感染症患者が避難する場合、例えば、市町等のホームページ等に避難前に連絡する連絡先等を掲載して周知するなど、対象者に避難先、避難方法等を確実に伝える体制を平時から構築しておく。

### (5) マイ避難カードの作成等の推進

県民一人ひとりがあらかじめ自宅などの土砂災害、浸水等の危険性について、ハザードマップ等で確認することを促進する。

兵庫県では、県民が災害時に迅速・確実に避難行動をとることができるよう、県民のマイ避難カードの作成を推進しており、住民それぞれが「逃げ時」や「避難先」を再度見直し、「ひょうご防災ネット」スマートフォンアプリなども活用し、「逃げ時」や「避難先」を設定・登録しておくことが重要である。

特に、避難所が密となり避難がためられる場合などの、指定避難所以外の複数の避難先の事前設定についても考慮に入れてもらう。

マイ避難カードの（その他のメモ）欄には、自宅から避難所に携帯する物品として、体温計、携帯用消毒液などを記載しておく。



マイ避難カード (作成イメージ)	
	名前 <input type="text"/>
確認!	判断材料の入手 (何が危険? 大雨や台風の時何を確認?)
いつ?	逃げ時 (何がどうなったら?)
どこに?	避難先 (どこに? どのルートで?)
	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px;">昼(明るい時)</div> <div style="background-color: #4682b4; padding: 2px;">夜(暗い時)</div>
どのように?	避難する方法 (だれと? 歩いて? 車で?)
	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px;">昼(明るい時)</div> <div style="background-color: #4682b4; padding: 2px;">夜(暗い時)</div>
(その他 メモ)	

ひょうご防災ネット  
スマートフォンアプリ版登場!

**いざという時に備え「マイ避難カード」を作成しましょう!**

いざというときに、速やかに避難行動がとれるように、学びながら自身で考えた避難行動に移るタイミング(逃げ時)や避難場所をアプリ内「カード」に保存できます。また、保存した逃げ時に関する情報をプッシュ通知で受け取ると「マイ避難カード」を表示します。

**避難に関する情報や各種気象情報などをプッシュ通知!**

避難場所検索  
音声読み上げ  
防災情報リンク

今すぐダウンロード!

Android

で手に入れよう

iOS

からダウンロード

検索に関するお問い合わせについては、ひょうご防災ネットサポートセンター（Eメール: support@housai.net  
 発行：兵庫県立防災対策総合センター 電話：079-362-9911 FAX:079-362-9911 Eメール: info@housai.net

## (6) 避難所の自主運営の促進

感染症が広域的に発生している状況にある場合において、他地域からの広域応援が十分確保できないことも想定し、住民による自主運営の必要性を呼びかけ、避難所の居住区域、手洗い場、トイレなどの定期的な清掃・消毒など避難所運営への参画を推進する。

## (7) 避難時における体調不良者等への呼びかけ

体調不良者等は、必ずマスクを着用のうえ避難することや、避難所到着後は速やかに避難所運営スタッフにその旨申し出るよう呼びかける。

また、避難が必要かの再確認を行い安全であれば、自宅の安全な場所に留まり体調を整えることも併せて呼びかける。

### III フェーズ1（避難）

#### 1 適切な避難先の提示

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が流行又は流行のおそれがある中においても、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であり、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることが重要である。

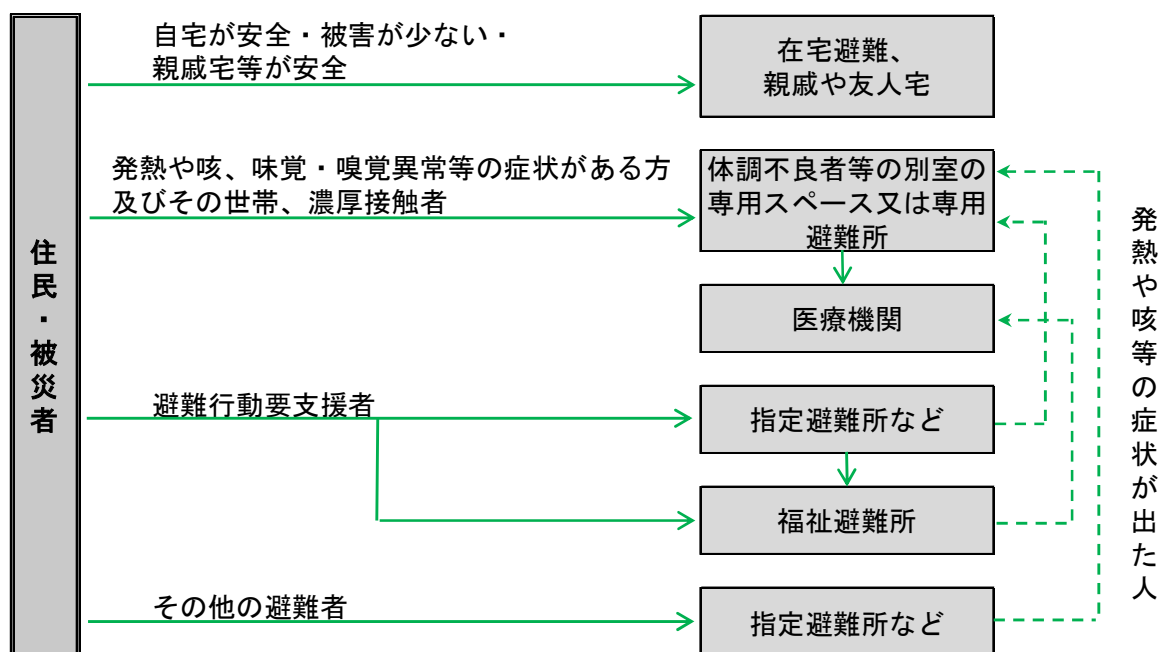
一方で、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要はなく、指定避難所への集中（3つの密）を回避するため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（待避・垂直避難）や親戚・友人宅への避難など分散避難を推奨する。

市町は、災害時に発熱症状がある人など各人の状態に応じた適切な避難先を案内・誘導する。

【下図を参照】

また、平時から避難先が安全かどうかをハザードマップ等であらかじめ確認しておくよう十分に周知、広報しておくことも重要である。

【参考】新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について



#### 2 避難情報発令時の留意事項

風水害等における避難指示等の発令にあたっては、避難所以外の選択肢を示すと共に、感染症拡大防止についても言及する。

また、普段から避難者が集中する傾向がある避難所については、近隣の他の避難所への分散を呼びかけることも考えられる。

なお、市町は、避難情報発令時に、新型コロナウイルス感染症等感染症患者が避難するとき、避難前に市町の連絡先に連絡のうえ、避難先や避難方法等を必ず確認のうえ、避難することを呼びかける。

## [発令文例]

〇〇市町災害対策本部からお知らせします。〇川〇地点での水位が氾濫危険水位〇mに到達しましたので、〇地区に対し午後〇時に「警戒レベル4 避難指示」を発令しました。直ちに指定された避難所へ避難してください。

ただし、激しい雨や増水などにより、避難経路など屋外の状況が危険な場合は、近隣の安全と思われる建物、もしくは、自宅の2階に避難して下さい。

避難所に避難する際は、食料等のご持参や、感染症対策をお願いします。

〇〇地区に居住の新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に罹患している方は直接避難所へ避難するのではなく、〇〇市町災害対策本部（Tel 〇〇〇-〇〇〇〇）に必ず連絡のうえ、どこに避難するかの指示を受けて避難してください。

## IV フェーズ2（避難所開設・受入れ・運営）

### 1 開設

#### （1）運営スタッフ

- 避難者受入前に各自健康チェック、検温を行う。
- 交代要員が業務に就く前、必ず健康チェック、検温を行うとともに、毎日健康チェック、検温を行う。
- また、業務を終えた運営スタッフも毎日健康チェック、検温を行う。

#### （2）避難スペース等の確保

##### ① 入口・動線

避難所の入口が複数ある場合は、一般避難者と体調不良者等が交わることがないような動線を設定する。

##### ② 土足禁止の徹底

避難所内は、内履きと土足のエリアを明確に区分し、生活区域には、土足のまま入らないことを徹底する。

##### ③ 分離する部屋等の確保

体調不良者等を分離する部屋等の確保を行う。

##### ④ 避難スペースのレイアウト等

- 事前に想定した避難スペースのレイアウトに基づき、養生テープ等で分けするなど避難者同士の身体的距離を確保した配置を行う。
- 身体的距離を確保できない場合には、間仕切りの設置を速やかに行う。

#### （3）衛生資材等の設置

- 避難所の出入り口、トイレ周辺等にアルコール消毒液を備え付けるとともに、液体石けんなどの衛生資材を避難所内に配置する。
- 避難所内の入口、掲示板、洗面所、トイレなどの共有スペースに手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットや3密回避を呼びかけるポスターを掲出する。

#### 【参考】

- ・ 避難所掲示用3密防止ポスター（厚生労働省） ……P29
- ・ 手洗い普及啓発チラシ（（公社）日本食品衛生協会） ……P31
- ・ 「身のまわりを清潔にしましょう」普及啓発資料（厚生労働省） ……P32～35
- ・ マスク着用は個人判断啓発ポスター（厚生労働省） ……P36

#### （4）住民への周知

避難所として開設した施設の名称、所在地等をホームページやマスコミなど多様な手段を活用して、住民への周知を行う。

## (5) 人権への配慮

- 感染をおそれるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷がないようにポスター掲示など防止策を講じる。
- 部屋の分離やゾーニング等が差別的な態度に転化しないよう避難所運営スタッフは、言動や行動に注意する。

## 2 避難者の受入れ

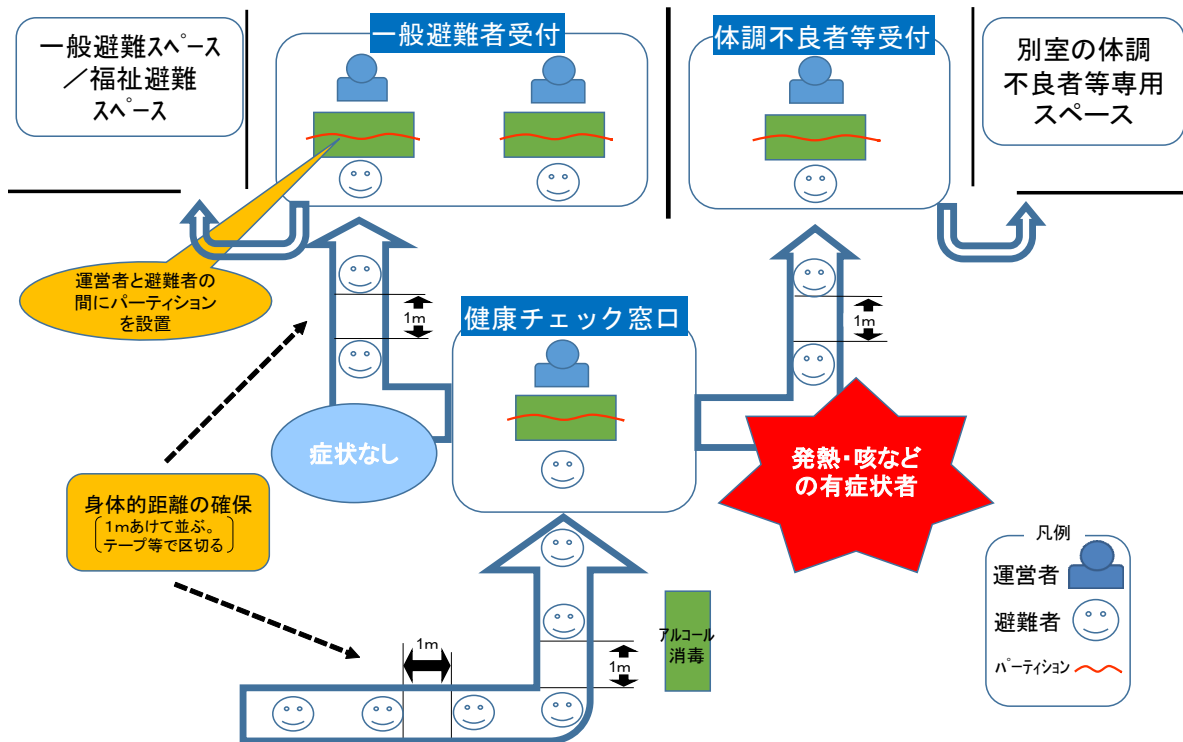
### (1) 避難所の受付、健康チェック 【次ページの受付のレイアウト（例）を参照】

- 避難者を受入れる際、感染状況に応じて、避難者受付を行う前に避難者個々の健康状態を確認するため、健康チェック窓口を設置し、健康チェックリスト（次ページの例を参照）により、すべての入所者の問診及び検温（非接触型体温計が望ましい）を行う。
- 健康チェック窓口での健康チェックの結果により、「一般避難者受付」または「体調不良者等受付」に誘導する。
  - ⇒ 発熱や体調不良等のある方は、「体調不良者等受付」へ誘導。受付後、別室の体調不良者等専用スペースへ。
  - ⇒ 発熱や体調不良等のない方は、「一般避難受付」へ誘導。受付後、一般避難スペース（福祉避難スペース）へ。
- 災害発生後に多くの避難者が避難所に来た場合において、健康チェック窓口や一般避難者受付等の順番待ちの列ができるときは、身体的距離を確保して並ぶよう誘導する。
- 風水害等の際には、避難者が雨合羽を着用するなど雨に濡れないよう留意しつつ、身体的距離を確保するよう努める。

#### 【参考】

- ・ 国が示す避難所レイアウト（例）＜避難受付時＞……………P27
- ・ 国が示す避難所レイアウト（例）＜避難受付以降時＞……………P28
- ・ 避難所掲出用避難者がスタッフに「報告すべき症状等」ポスター（例）…P30

## 受付のレイアウト (例)



### 受付時 健康状態チェックリスト (例)

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日: 令和 年 月 日

<input type="text" value="避難所名"/>	<input type="text" value="氏名"/>	<input type="text" value="年齢"/>
チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？ (症状: )	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？ (薬名: )	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体温	<input type="text"/>	℃	受付者名	<input type="text"/>
滞在スペース・区画	<input type="text"/>			

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

(R3.5.13 付け国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A (第3版) について」より)

滞在スペースと区画の振り分けについて（例）

- ①総合受付にて、避難者に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ②受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画（パーティション〇〇番区画など）を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人
		要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	障がい者高齢者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	発熱者等ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目1にチェックがついた人
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人の避難が困難で、特に支援が必要な人	要配慮者に関する項目2～10にチェックがついた者、発熱がある人
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者又は妊娠中の人	要配慮者に関する16にチェックがついた人のうち、希望する人

- ③避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

(R3.5.13 付け国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第3版）について」より)

## （2）感染症対策に関する伝達事項

共有部分で複数の人が触れる場所に触った場合等は、液体石けんと水での手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を推奨する。

咳等の症状が出ていない場合でも、感染防止対策を推奨する。

## 3 避難所運営

### （1）基本的な感染症対策の推奨

食事前、トイレ使用后、ゴミ処理、避難者の世話の後など、こまめに液体石けんと水での手洗いを行うとともに、うがいや咳エチケットなど基本的な感染症対策を推奨する。

#### 【参考】

- ・ 避難所掲示用3密防止ポスター（厚生労働省） ……………P29
- ・ 手洗い普及啓発チラシ（(公社)日本食品衛生協会） ……………P31

- ・「身のまわりを清潔にしましょう」普及啓発資料（厚生労働省）……P32～35
- ・マスク着用は個人判断啓発ポスター（厚生労働省）……………P36
- ・各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例 ……………P38

## （２）十分な換気の励行

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行う。夏場、冬場は、換気扇や除菌・滅菌装置などの換気設備を活用して、避難所内の換気を行う。

## （３）マスクの着用について

### ① 避難所におけるマスク着用の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症等感染症対策におけるマスクについては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

ただし、避難所の運営主体である市町において、感染対策上の理由等により、避難者等にマスクの着用を求めることは許容される。

#### ア せき・鼻水等有症状がある場合等の対応

せき・鼻水等有症状がある者には、周囲の者に感染を広げないため、マスク着用を求める。

#### イ 福祉避難所（高齢者施設等）における対応

とりわけ高齢者等重症化リスクが高い方が避難する福祉避難所では、施設内でのマスク着用を推奨する。

### ② 留意事項

- 避難所において、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を推奨する。
- 2歳児未満児のマスク着用は推奨しない。2歳児以上児についてもマスク着用を求めない。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望する子どもや保護者に対し、適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じる。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。



## 国が示すマスク着用の考え方（抜粋）におけるマスク着用が効果的な場面

(R5.2.10 国新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨する。

ア 医療機関受診時

イ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

ウ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス<sup>(\*)</sup>に乗車する時（当面の取扱）

\*概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

【参考 マスク着用は個人判断啓発ポスター P36 参照】

### (4) トイレなどの共有部分の清掃・消毒

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、希釈した次亜塩素酸トリウム溶液などでこまめな消毒・清掃を推奨する。

### (5) 人と人の直接の接触機会を限りなく減らす

お弁当の手渡し等を行わず、一定の場所に置いておいて、そこに避難者が取りに行くことにより、食事を提供するルール等を推奨する。

### (6) ゴミの回収等衛生管理

ゴミを回収する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋、マスクの着用を推奨し、ゴミを直接触れることがないように注意する。

### (7) 健康管理

毎日定期的に、避難者が自ら検温や健康チェックリストを活用し、健康チェックを行う。【参考 避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）P39 参照】

また、保健師や看護師等による定期的な巡回を実施する。

### (8) 体調不良者等の分離

#### ① 分離

検温や健康チェックにより確認された体調不良者等は、一般避難スペースから分離し、別室の専用スペース又は専用避難所に区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り一般避難者と共同利用しないよう配置する。

#### ② 保健所への連絡相談

管轄する保健所に症状等を連絡相談し、保健所の指示に従い、医療機関で受診させる。

### ③ 運営スタッフ

体調不良者等の専用スペース又は専用避難所を世話する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋やガウン、フェイスガードなどの防護具を着用するなど、体調不良者等と直接接触がないよう留意する。

## 4 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理

- 各市町は、災害発生後において在宅避難、テント避難、車中泊など指定避難所以外で避難している被災者の把握を適切に行い、支援の漏れがないよう留意する。
- 指定避難所以外で避難生活を送っている人への健康チェックを定期的に行う。
- 特に、車中泊避難の場合は、エコノミー症候群等にも留意した健康チェック等の声かけを行う。車中泊が多いと想定される駐車場周辺のトイレ環境等を事前に整える。

【参考 エコノミー症候群の予防のために P41 参照】

## 5 避難行動要支援者への感染防止対策

- 避難行動要支援者の避難を手助けする支援者は、要支援者及び支援者が感染しないよう、マスク、手袋の着用や車イスの消毒など感染防止のための特段の配慮が必要である。
- 一般避難所内に要支援者が過ごす福祉避難スペースを設置する場合には、体調不良者等を分離する別室の専用スペース等とは、できるだけ離してゾーニング分けを行い、体調不良者等と動線が重ならないよう配慮する。
- 健康チェック、検温を毎日行い、要支援者に異変がないか入念にチェックする。

- ※ フェーズ2の対応については、すべて実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定されることから、出来る範囲で実施することが望まれる。
- ※ 市町の避難所運営要員や物資・資機材等が不足する場合には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、被災市町から県に応援を要請し、県は広域応援調整を行う。

## V フェーズ3（避難所解消）

### 1 避難者退去後の対応

- 避難者退去後の避難スペースを清掃し、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行うことを推奨する。
- 清掃、消毒を行うときは十分な換気を行い、手袋、マスク着用で行うことを推奨する。
- 体調不良者等を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の消毒方法に関しては、保健所から事前に指導を受けたうえで施設管理者にも説明を行っておく。

## VI 参考（様式・参考資料等）

※ 本頁以降、内閣府(防災担当)・消防庁・厚生労働省等のチラシ、ポスターをもとに作成

### 1 感染症の流行または流行のおそれがある中での災害時の避難について

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

感染症の流行または流行のおそれがある中でも、

災害時には、**危険な場所にいる人は  
避難することが原則です。**

## 知っておくべき5つのポイント

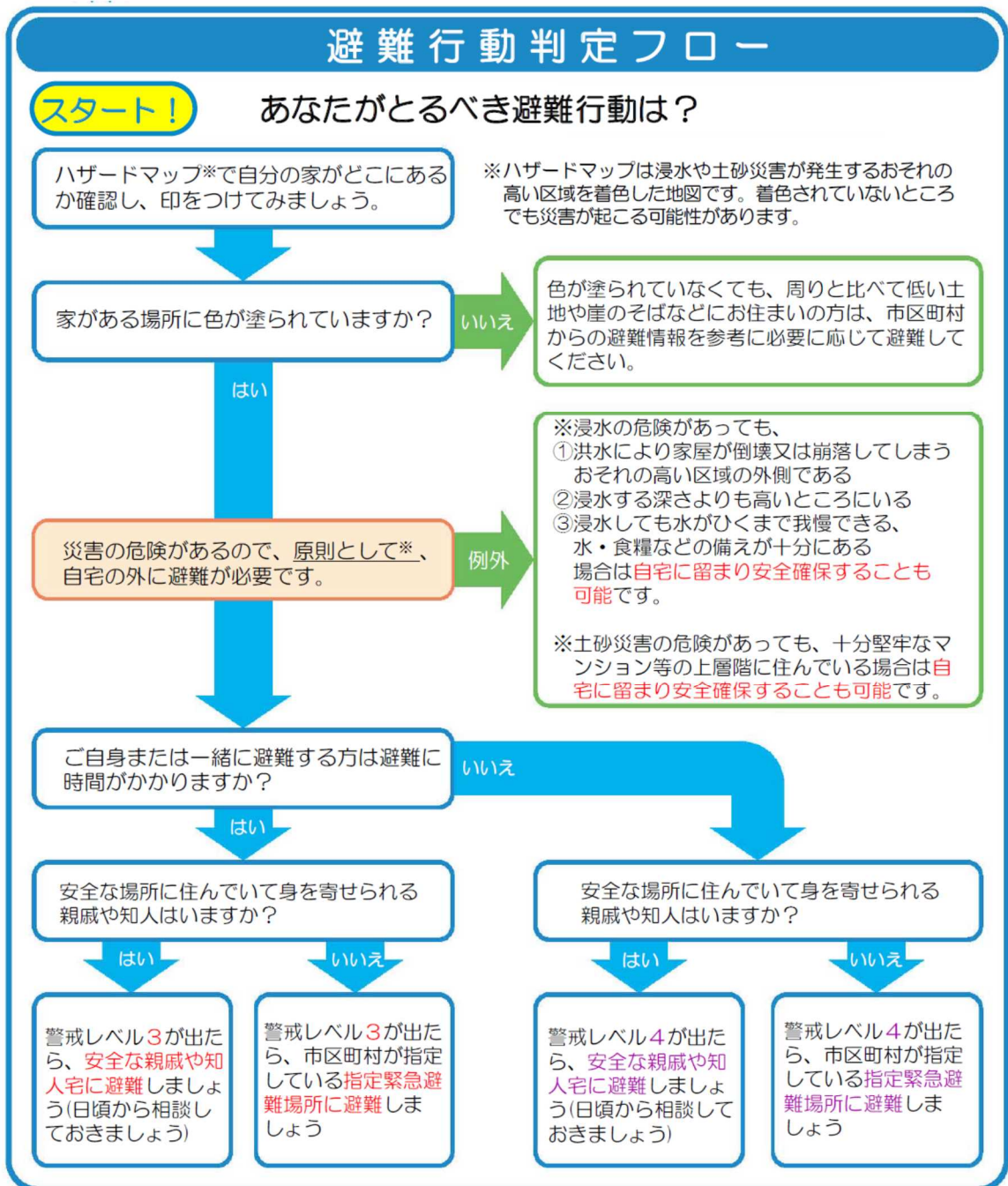
- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計を自ら携行することを推奨します。
- 市町村が指定する避難場所。避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



# 今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！

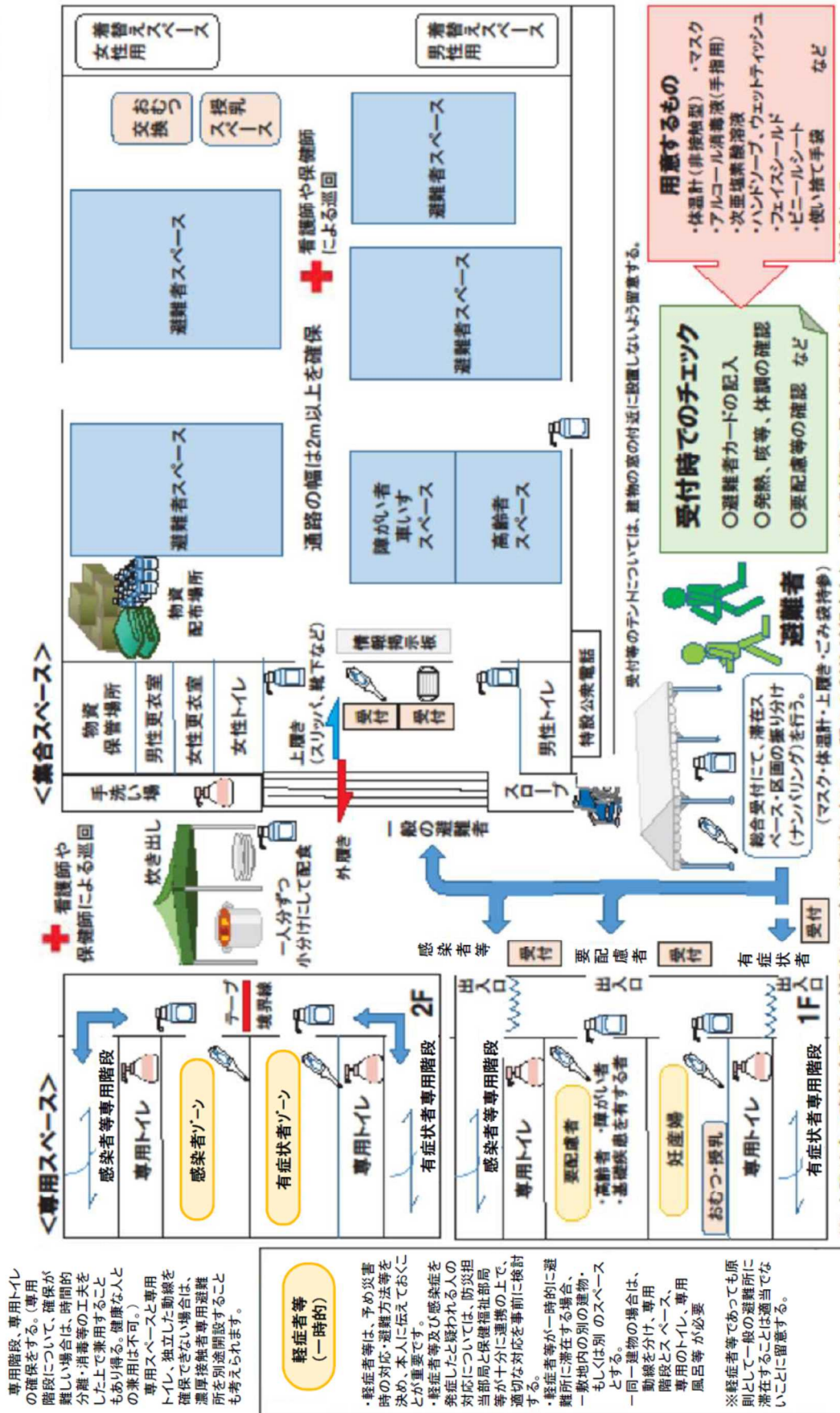


ハザードマップ 検索



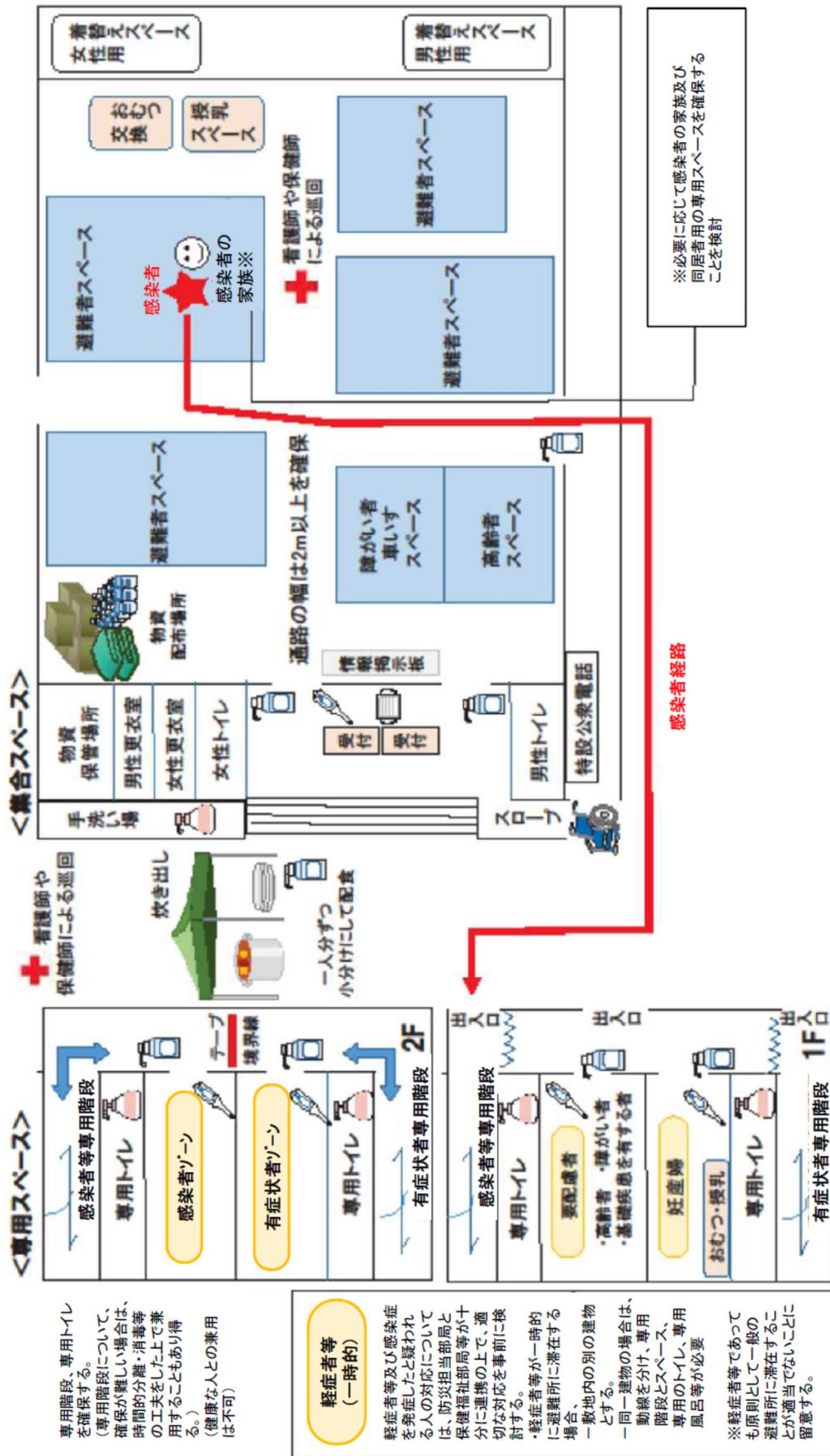
## 2 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を考慮した避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

### 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を考慮した避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉



新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を考慮した避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を考慮した避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉



※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

感染症の集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



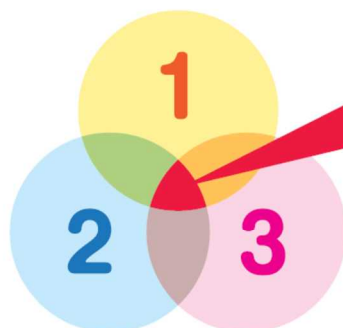
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



感染対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター（集団）発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



#### 4 避難所掲示用「報告すべき症状等」ポスター（例）

## 次の症状がある場合は すぐにスタッフにお知らせください

- 1 熱がある、又は熱っぽい
- 2 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 3 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 4 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
- 5 インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
- 6 咳があり、血がまざった痰がでる
- 7 からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
- 8 からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
- 10 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
- 11 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
- 12 吐いた、又は吐き気がする
- 13 おなかが痛く、便に血がまざっている
- 14 目が赤く、目やにが出ている
- 15 傷などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする

以下に該当する方は、避難所入所時に必ずお申し出ください。

「高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）などの基礎疾患がある方、  
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」

※ 避難所における感染症対策マニュアル（2011年3月24日版・平成22年度厚生労働  
科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主  
任研究者 切替照雄）作成）をもとに作成

できていますか？ 衛生的な **手洗い**



**2度洗いが効果的です!**  
2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

\*アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

## 感染症対策

# ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

### 試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。  
[https://www.nite.go.jp/information/koronat\\_aisaku20200522.html](https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html)

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

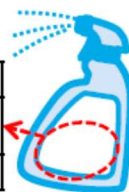
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合は？

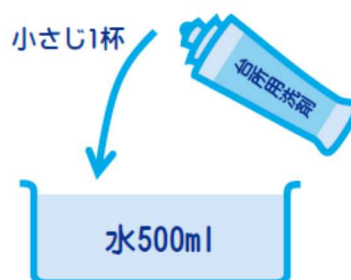
## 台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

### (1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤\*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（\*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



### (2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。

### (3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



### (4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

#### 安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

#### 効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

## 感染症対策

# 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。  
※必ず製品の注意事項をご確認ください。  
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)

参考

## 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) <sup>※</sup> ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶  
[こちらをクリック](#)



## 7 マスク着用は個人判断啓発ポスター（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

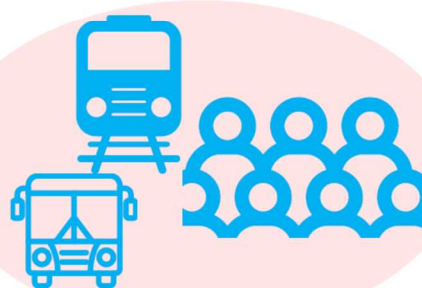
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



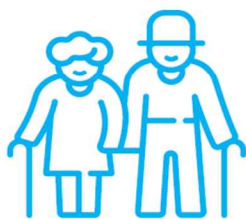
受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



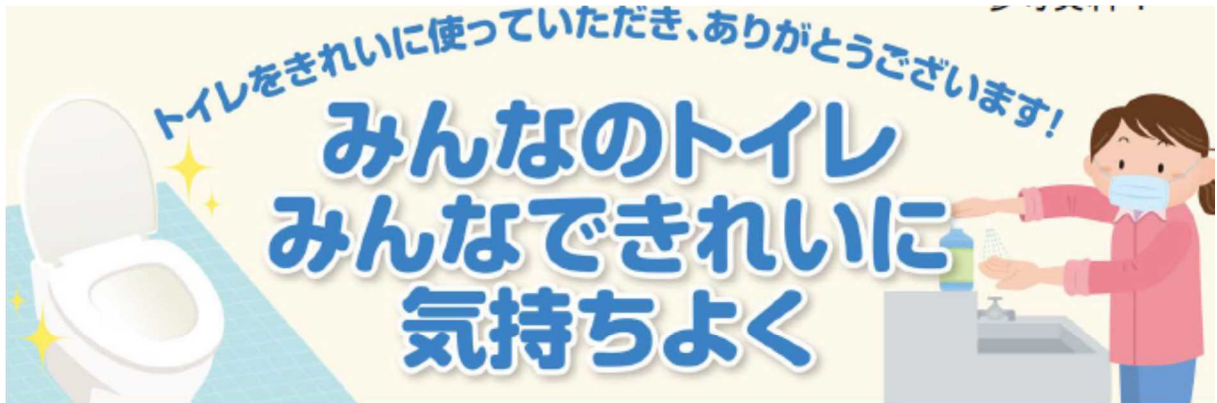
妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

8 「みんなのトイレみんなで気持ちよく」チラシ

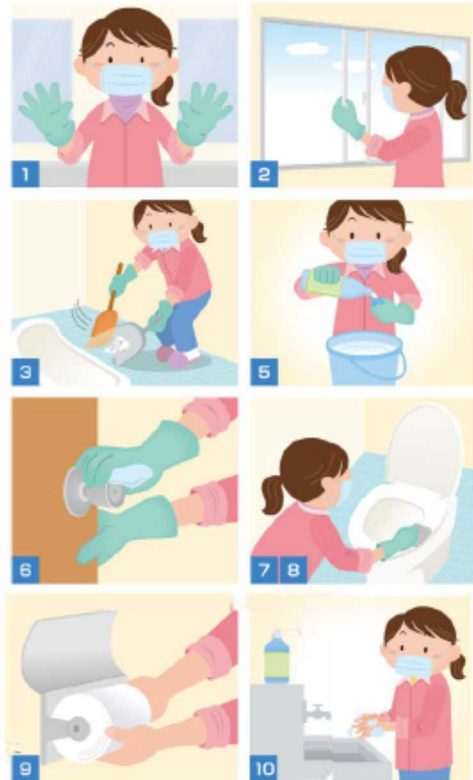


トイレ前には、速乾性アルコール手指消毒薬を設置して、手指衛生を行いましょう。

用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋<sup>※1</sup>)を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく<sup>※2</sup>
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬<sup>※3</sup>(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い<sup>※4</sup>をする



※1 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。  
 ※2 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

※3 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。  
 ※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

**消毒薬を使う際の注意**

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、  
 感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク



## 9 各避難所生活における感染管理リスク上のリスクアセスメント様式例

### 避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント

平成 年 月 日

市町村名 \_\_\_\_\_

避難所名 \_\_\_\_\_

大体の人数 \_\_\_\_\_ 人

記載者 (所属) \_\_\_\_\_

(職種) \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

利用可能な医療機関(あれば) \_\_\_\_\_

避難所の形態		
1	ホールなどに大人数が収容されている	ある・ない
2	教室や部屋など、個別に収容する場所がある	ある・ない
3	各家族同士の距離は、1m以上離れている (成人男性の腕の長さは約70cm、足の長さは約25cm)	している・不十分・できない
避難者の年齢構成 (大まかで)		
4	小児(5才以下)	%
5	高齢者(65才以上)	%
6	妊婦	人
手指衛生		
7	水道水が復旧している	している・していない
汚物処理		
8	トイレは水洗で自動に流すことができる	できる・不十分・ない
9	トイレの清掃	できる・不十分・ない
10	おむつなどの廃棄場所が決められている	できる・不十分・ない
食品管理について		
11	調理者の手指衛生が可能	できる・不十分・ない
12	調理器具を洗うことができる	できる・不十分・ない
13	人数分の箸、コップ、皿など食器類	ある・不十分・ない
14	食器類を洗うことができる	できる・不十分・ない
換気について		
15	換気扇や空調設備による換気が可能	できる・不十分・ない
16	構造上、避難場所の窓を開けることができる	できる・不十分・ない
体調管理について		
17	避難者の健康状態を把握している人がいる	している・していない
18	外部との連絡手段(電話・携帯)がある	ある・ない
物品の確保状況		
19	石鹸	ある・不十分・ない
20	速乾性アルコール手指消毒薬	ある・不十分・ない
21	マスク	ある・不十分・ない
22	消毒薬(次亜塩素酸:ハイターなど)	ある・不十分・ない
23	体温計	ある・不十分・ない
罹患状況 (可能であれば人数)		
24	発熱者(37.5℃以上を目安とする)	いる(現在 人、累計 人)・いない
25	呼吸器症状(咽頭痛、咳、痰など)を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
26	消化器症状(嘔吐・下痢など)を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
27	発疹を有する方	いる(現在 人、累計 人)・いない
要介護・援護者の状況		
28	身体介護を要する人	いる(現在 人)・いない
29	認知症状のある人	いる(現在 人)・いない
30	身体障害者で援護を要する人	いる(現在 人)・いない
31	知的障害者で援護を要する人	いる(現在 人)・いない
32	精神疾患を抱え、服薬中の人	いる(現在 人)・いない
その他の特記事項		

東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク。平成23年3月24日

(出典：避難所の感染対策マニュアル)

10 避難所での毎日の健康チェックリスト問診票（例）

避難者健康チェックシート(例)

氏名(ふりがな)	年齢

(避難所名: )

	体温測定	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
		朝	朝	朝	朝	朝	朝	朝
		屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋
		夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動く息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
チェック欄								

(出典：R2.6.10 国（内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省）通知より抜粋)

# 11 各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）（例）

## 各避難所緊急連絡先リスト（保健所・医療機関・その他関係者等）

### 避難所名

#### 1 市町避難所担当連絡先

課名	連絡先			F A X
	平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
	夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

#### 2 保健所（保健福祉事務所）連絡先

管轄保健所名				
住 所				
担 当 課				
連 絡 先	平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
	夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	
	F A X			
	メールアドレス			

#### 3 医療機関連絡先

施設名	住所	連絡先			F A X
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

#### 4 その他関係機関連絡先

機関名	住所	連絡先			F A X
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—
		平日（日中）	(TEL)	(担当者名)	
		夜間・休日	(TEL)	(担当者名)	—

※いずれの機関とも緊急連絡できるよう公用携帯番号を把握しておくことが望ましい

## エコノミークラス症候群の予防のために

### ○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

### ○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

### ○ 予防のための足の運動



(出典 R3.5.13 付け国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A (第3版) について」より抜粋)

### 【参考文献】

1 国等通知

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

2 避難所における感染症対策マニュアル（2011年3月24日版・平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成）

### アドバイザー ※所属、役職は令和2年6月（初版発行）時点

木村 玲 欧（兵庫県立大学 環境人間学部・大学院環境人間学研究科 教授）

宇田川 真 之（国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 主幹研究員）

高岡 誠 子（人と防災未来センター 研究員）

藤原 宏 之（人と防災未来センター 研究調査員）

編集：兵庫県危機管理部災害対策課

TEL：078-341-7711（内線 5383, 5379, 5350, 3831）

FAX：078-362-9911

HP：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/hinansyo.html>